

一般（意見）

淀川水系流域委員会
第75回委員会(H20.3.26)
審議資料1-3-2

□河川整備計画原案に対する意見（案）080311版への修正文案（一般）

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
1	意見提示の趣旨	川口亮二郎	委員会の審議は決して十分尽くされたと言えないが・・・	○意見書案はおかしい 17回も委員会を重ねてきて、こんな文言はあるのか。何の委員会だったのか。
2	意見提示の趣旨	杉野毅	趣旨から納得できない。 今までの審議は委員が十分に納得できるものではないとされているが、納得するための材料を入手するために整備局、その他へ十分に助言・アドバイスをされているのか。また、今後の審議とあるがいつまで審議するつもりなのか。	円滑な審議を求めるのであれば、回数を重ねれば良いというものではない。計画を立て、終了時期を決めて行ってください。 このまま続けていただいても実のあるものになるとは思えません。
3	意見	益倉克成	河川管理者は、以下に述べる内容を踏まえて「原案」を修正されたい。	河川管理者は、委員会の意見を参考に、「原案」を修正することで十分と考える。
4	1. 治水・利水「優先」、 河川環境「配慮」的発想	鎌田忠則	全面的に撤回すべきである。	オールマイティーのように「環境」をことさら強調する姿勢は、環境基本法、河川法の基本理念や趣旨を履き違えたものです。文字や言葉だけが先行し、具体的な内容については、分からないだらけの「環境」について、「何もしない、手をかけない」考え方は、人や動植物の進化に逆行する考え方で、存在し続けることは出来ません。 河川の環境問題は、途についたばかりです。河川法の改正でダムや河川の環境技術が飛躍的に発展することが期待されているのです。「提言」の「ダム建設の原則中止」が、河川の環境技術が飛躍的に発展するための大切な多様な考え方や取組を抑圧し、流域委員会の議論をも多様性を失わせてしまったようです。「説明が充分でない、納得できない」などに終わってしまう議論は、「始にダム反対ありき」の結果ではないでしょうか。 『河川環境「配慮」的発想』とありますが、途についたばかりの河川環境技術の現状では、そうならざるを得ない点が全く理解されていないで、「揚げ足とり」の「意見書」は、「学識経験者」「専門家」としての体裁が感じられません。全面的に撤回すべきです。
5	1. 治水・利水「優先」、 河川環境「配慮」的発想	川口亮二郎	環境への負担について考慮されていない	○反対する ダム建設がなければダム予定地の周辺の環境はどうなるのですか。地元の事を優先に考えてください。
6	1. 治水・利水「優先」、 河川環境「配慮」的発想	高木多喜雄	環境への負担については、当然配慮すべきものでありますが現在の知見で具体的な方法や施策は提示出来る範囲は限定されいると思います。	現時点においては、「今後事業を進めることと併行して、必要な調査検討しつつ具体的な環境への対策を講じていくこと」が良いと思います。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
7	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	西川孝雄	委員会から求められている「具体的な修正等」ではありませんが、あえて、意見として述部部させていただきます。しております。	意見 治水、利水及び河川環境は、三位一体であるが、住民の生命、財産を守ることが第一であることから治水が優先されるべきは当然のことである。 ただ、治水対策の立案にあたっては、河川環境への負荷を最大限少なくする、または、河川環境保全対策等が必要。
8	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	益倉克成	1. 治水・利水・河川環境のバランス	「原案」は、三者の検討のバランスが取れていると考えるので、表題を修正すべきと考える。
9	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	益倉克成	に確立していない面もあります。」との認識の下で、現状の技術レベルでは、十分な検討がされている。	環境に対する検討は、専門家の意見も取り入れており適正と考える。
10	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	益倉克成	ダム事業における、環境の検討は、十分である。	治水・利水・河川環境の重みは、同等と考えられ、「原案」の河川環境に対する検討は、適正と考える。
11	1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想	吉田徳夫	淀川流域委員会は、もっぱら環境を優先し、流域住民の集中豪雨時の堤防破堤への恐怖や渇水時の生活や農業施設への影響を十分考慮せず、治水、利水、環境について総合的な検討を行う姿勢が見られない。	都会で生まれ、何不十なく育てられた先生方には是非とも高時川流域で生活して頂きたい。地域住民の命と財産を守るためには丹生ダム建設は欠かせない対策です。 堤防の補強や河床を下げる工事には莫大な費用と相当の時間を必要とし、今後の異常気象による集中豪雨に見舞われた場合には、堤防破堤により甚大な被害は明白であります。数年前の集中豪雨による福井県足羽川洪水被害を委員会委員の先生方にご存じだと思います。 また、夏場の異常渇水は例年のことですが、琵琶湖から遡上した鮎をはじめとする湖魚の大量死、それによる環境悪化、湖魚の減少など周辺環境の悪化が懸念されるどころです。 先生方は、住民生活のどこまでをご存じなのか、不思議でなりません。 農業を生活基盤とする私たちは高時川の水が命をつなぐものであると考えているとともに、いったん豪雨により荒れ狂う天井川である高時川は恐怖の場と化すのです。 机上での議論も大切ですが、地元住民の生活に密着した思いを理解して頂きたい。 委員会は、地域住民の生活を無視し、整備局とのとの議論のみで、環境を優先した意見書を提出しているだけとしか見えません。
12	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	川合八司	・・・現状と整備後とで堤防決壊の危険性はほとんど変わらないとは考えられない。	
13	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	川口亮二郎	現状と整備後とで堤防決壊の危険性はほとんど変わらない（意見書案はおかしい）	○木津川まで行けば川上ダムだけでの判断は出来ないか直下流等付近は効果がある。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
14	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	高木多喜雄	P3 「越水しても急激に破堤しない耐越水堤防」・・・を最優先とありますが、 耐越水対策は有効な対策ではありますが、対象延長が長く非常に長期間が必要です。整備計画においては、先ず現在ある程度まで進捗し地元も了解または協力が得られている段階まで進められ下流などへの効果が十分期待できるダム等の事業を、最優先に取り組む姿勢とすべきだと思います。	
15	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	高橋正	・洪水対策は従来、ダム建設と河道改修で対処されてきた。その不十分性から、流域内対策(総合治水)やソフト対策(ハザードマップ)等に取り組まれるようになってきた。 ・堤防決壊の原因は、侵食・浸透・越水の3つがあるとされる。どのような要因であれ、決壊に至れば大きな被害が発生する。意見(案)において「越水しても急激に破壊しない耐越水堤防」がとりわけ必要な理由がよく理解できません。 ・ここでは、堤防の質的強化を図るとの表現で十分と考えます。また、堤防の強化方策については(鋼矢板の打込み等を想定すると)周辺への地下水の供給機能といった河川の持つ機能への障害が予測されます。質的方策について調査・研究を進め、その実現を図る。	
16	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	西川孝雄	「いつどのような規模で発生するかわからない洪水から多くの住民の生命を守るという治水の根本的な使命を最優先で果たすことに寄与しないことを明らかにしている」	治水対策の効果把握は、降雨量、雨の降り方等を定め計算し、その結果、降雨規模、降雨波形等の違いによりその効果に差が出るのは当然であり、原案で示された内容及び対策が治水面で寄与していることは明らかである。
17	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	益倉克成	2. 洪水対策	「原案」は、治水対策として適正と考える。
18	2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	益倉克成	ダムによる水位低下効果は、下流の長い区間に亘って発揮され、また、計画規模を超える洪水においても、一定の効果を発揮するので、「原案」における、ダムと河川改修の組み合わせは、適正である。 「基本方針」の達成に向かって、整備計画で、それに至る筋道を示すべきである。	(理由は、左のとおり) 淀川水系の重要性から、戦後最大の洪水に対する防御を達成するだけでは、不十分と考える。
19	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	内田忠志	すでにダム建設が決まって、これで安心して水の問題から開放されると思っています。 『水は命』です。 水の心配のない流域委員の方々は、私達の気持ちは分らないと思います。1日も早く着工して頂きたい。 そして安心して暮らせるようお願いしたい。	ダム建設の説明を受け、すでに着工されていると思っていました。 なぜ引き延ばしているのか理解できない。 お金の無駄遣いはやめてほしい。
20	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	高橋完児	人にとって「水」は命である。 私の居住地は「専用水道」にて利水しているが、頻繁な「断水」「節水」を余儀なくされている。10年前に「断水問題」が発生したが、未だ上水道の導入もなく「ダム」ができたという事で、引き延ばされている。他所で下水工事を見ると腹が立って仕方がない。行政は造成後15年以上にもなる未給水地区が存在することを恥とっていただきたい。安定的給水はやはり「ダム」が根元であり。是非第8次計画を推進し、早期にダム完成を熱望してやまない。	ダム建設が決定し、水没地区の住民の離村も完了した「いま」になっても、未だダム建設の着工もなく、あまつさえ「原案」の見直しを諮問するなど、理解に苦しむ。早く、解決して着工を！
21	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	益倉克成	3. 利水	「原案」は、利水対策として適正と考える。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
22	3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	益倉克成	現状での利水安全度の低下を考慮すると、ダムによる水資源開発は必要と考えられ、「原案」は適正である。 また、今後の地球温暖化によって、予想される利水安全度の低下の把握と、それへの対応策の検討を行うべきである。	水利権上では、利水は十分であるが、安全度の低下の検討が必要と考える。
23	4. 個々のダム計画について	江川茂	平成19年、国の予算でダム建設が決まったのに今更何を諮問するつもりで流域委員会が存在するのか理解できない。 早期着工して頂きたい。	国が決着をつけないから流域委員会のメンバーに不当な手当を渡している事が税金のむだ遣いです。
24	4. 個々のダム計画について	萱宗孝	私等水没住民です。未だにダム云々は話が違うようなことと思います。ダム始まって40年も過ぎ、未だに進むような目処が立ちません。 流域委員会物言を大きくおきめ下さい。意見に正しいと正しくないことがあります。そのことを考えて道を進むようお願い致します。 水没住民より	
25	4. 個々のダム計画について	高木多喜雄	(1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発 大きな流域を擁する宇治川流域ではまだまだ治水対策は遅れており、その中で大戸川ダムは天ヶ瀬ダムとの連携運用の可能性を考えると異常な洪水対応などにおいて、大変大きな効果を発揮することが可能です。 また、天ヶ瀬ダム再開発事業による流下能力の増大は、琵琶湖及び下流河川を含めた広い範囲で洪水被害効果があります。 このため、宇治川及び淀川の治水事業の進捗の遅れを考えると、 ・両事業とも地元理解を含め順調に事業が進められてきていること ・その効果は、十分期待できること から是非共整備計画に位置づけていただきたい。	

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
26	4. 個々のダム計画について	高橋正	<p>①ダムに対する私の基本的考え方は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水資源はある時間軸では有限ですが、循環を繰り返すフロー型の資源であり、この意味では太陽エネルギーを地質年代で蓄積した石油資源のようなストック型の資源ではありません。 ・持続可能な社会の形成のためには、フロー型の資源の有効・最大活用がその基本で必要不可欠です。 ・フロー型の水資源の活用のためには、資源活用のためのインフラが必要であり、ダムの21世紀における位置付けは、フロー型水資源活用のための「インフラ」と考えます。 ・ダムの建設には戦後の治水優先時代とは異なり、数十年の時間を必要とするようになっていきます。この意味からは、建設段階までに至っている現在のダム建設計画は流域社会の持つ社会的資産と考えられます。 ・財政的条件が許すならば、21世紀の「インフラ」としてのダム建設を行うべきというのが私の基本的考え方です。 ・水質資源開発の本質は、自然状態での水の時空間分布を、人間生活に役立つように、ダムや導水路によって、その時空間分布を変換することにあります。 ・ダムによる洪水防御も市街地氾濫という環境破壊を引き起す洪水の空間分布を変換し、ダム貯水池という空間に押し込めることといえます。その効果はダムの容量によって担保されていると考えることが出来ます。 ・ダムは環境を破壊するとの指摘があり、その具体的内容は水質変化、土砂移動の阻害、生物生息域の分断等が挙げられます。あらゆる行為は環境に正負の影響を与えます。この正負のインパクトの比較衡量で、行為の是非が判断されるべきと考えます。 ・ダムの持つ機能を考え、個別のダムの利害得失の具体的議論こそが求められていると思います。 ・渇水に対して、維持流量の削減で対応できるとの意見は、環境重視の考えとは相反すると考えます。 ・水需要管理については、水需要の実態の把握に努めるとともに、利水状況の監視・制御体制の整備をすすめること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持流量は河川の果たす機能を考慮して、設定されます、環境保持のための流量条件と理解すべきです。渇水時には維持流量を削減しても良い。との姿勢は環境重視とは言えないでしょう。
27	4. 個々のダム計画について	武田克秀	<p>4. 個々のダム計画について 全面修正してほしい 「認められない」「つじつま合わせ」といった結論・批判だけでなく、 提言・助言に重きをおいた意見書を書くべきである。 その観点で委員同士で議論し修正文を詰めてほしい。</p>	<p>3月11日池野委員の意見に賛同します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム1つの効果は17cmでも、ダム群で対処すると大きな効果になる。治水対策とは元々多くの施設が連携して効果を発揮するよう計画されるのではないかと。 ・堤防強化は全川が完成して始めて効果が出るが、ダムは用地が確保されていれば早期に、しかも全川に渡り効果が発揮される。 ・ダムの環境への影響は大きいですが、個別のダム毎に専門家が影響を小さくする方法を議論して意見書とする。
28	4. 個々のダム計画について	寺北桂一	<p>私は末絵水地区きじが台に居住するものです。ご承知のように、10年前に専用水道管理者（業者）によって給水を止められました。現伊賀市の給水車によって助けられました。この問題をめぐり（業者の給水停止）、地区住民の間では自治体が分裂するという不幸な時期も（8年間）ありましたが、現在は上水道導入を願い、地区がひとつになり運動を進めております。</p> <p>現在の専用水道の状況は危機的状況です。水不足が続き、断水はもちろん、節水も余儀なくされております。やはり「水」は安全的にしかも安心して給水が求められております。「水」は命です。</p> <p>地区住民が安心して暮らせるもとは「水」です。</p> <p>是非、第8次計画の根元はダムです。一時も早く完成させて戴きたく願うばかりです。</p>	<p>私たちは平成17年にダムが完成し、上水道が導入していただく第8次計画の説明を受け、それに向けてきじが台地区は環境を整えるために運動を進めてきました。何故今日まで引き伸ばし、いまだに解決をみないのでしょうか・・・。</p> <p>お金の無駄遣いはここにあるのではないのでしょうか。1日も早く解決を・・・。</p>

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
29	4. 個々のダム計画について	中村宣彦	個々のダム計画について「洪水対策上の効果は計算誤差の範囲であり極めて小さい。また、効果が発揮される洪水は極めて限定的であり」	・乱暴な表現であり、学識経験者が含まれる委員会として使用すべき表現としてふさわしくありません。 ダムによる治水・利水は上流のダム群が連携して運用されることにより初めて水系全体としてその効果が発現されるものであり、個々のダムのみを取り上げて計算誤差の範囲であるというような議論をするものではないと思います。 また、自然科学における数値議論はある種の条件設定、誤差、安全率等を総合的に勘案して進められるもので、そこから導き出された数値が誤差の範囲内であるからネグレクトしても良いとはならないのではないのでしょうか。
30	4. 個々のダム計画について	西川孝雄	ダムについて、淀川水系河川整備計画に位置づける必要性、緊急性は認められない。	狭窄部上流での洪水調節施設（例えば川上ダム）は他の治水対策メニューに比べ有位であり、整備方針と整備計画とは一体不可分なものと考えたとき、その必要性はあると考えられる。
31	4. 個々のダム計画について	久納誠	大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発および川上ダムの「計算誤差の範囲」という意見案に対する私の私見 河川洪水の場合、被害に対しては例え一つの施設が十数cm、数cmの効果であっても大きく効果を発揮する。淀川の場合、ただ一つの施設で洪水防御するのではなく、複数の施設でそれぞれが寄与しながら、トータルで防御をせざるを得なく、単一施設の十数cm、数cmの効果の積み重ねで安全を確保するものと見られ、「洪水対策上の効果は計算誤差の範囲」という意見案はおかしい。また、洪水時になると河川堤防が破堤するが否かは、河川水位の十数cm、数cmのわずかな水位の違いで、床上、床下浸水被害の相違が生じ、またその相違は人的被害にも影響が及ぶ。よって、「洪水対策上の効果は計算誤差の範囲」という意見案は適切ではない。	
32	4. 個々のダム計画について	益倉克成	4. 個々のダム計画について 大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム、丹生ダムは、適正である。 余野川ダムについては、当面、実施せず、河川改修で対処することとされているが、河川改修には、長期間かかることが予想されるため、効果発揮の時間的観点を入れ、ダムの効果の再検討をすべきである。また、当面実施しない場合でも、確保済みの用地の利用計画及び地元対策を示すべきである。	環境に対する検討は、専門家の意見も取り入れており適正と考える。 (理由は、左のとおり)
33	4. 個々のダム計画について	宮下明	淀川水系流域委員会は意見を公平に聞こうとはせず、ダム建設中止に基づいた意見表明であり、はなはだ公平性に欠ける。 同委員会に決定権は無く、国の判断（工事着工）に従うべきである。	国は工事開始の決定を早急にすべきである。
34	4. 個々のダム計画について	山本博之	意見書案は現実的具体性に疑問が生じる。 いまさら環境を叫んでも現実に我々は利水としての上水道の水源としてダム建設が不可欠です。（衣食住が十分にたっている委員の人々には分からないと思う）	ダム建設の有無に拘わらず、延々と今日に至っているのは委員会人も責任も重大であると思う。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
35	4. (1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	高木多喜雄	大きな流域を擁する宇治川流域ではまだまだ治水対策は遅れており、その中で大戸川ダムは天ヶ瀬ダムとの連携運用の可能性を考えると、異常な洪水対応などにおいて、大変大きな効果を発揮することが可能です。また、天ヶ瀬ダム再開発事業による流下能力の増大は、琵琶湖及び下流河川を含めた広い範囲で洪水被害効果があります。 このため、宇治川及び淀川の治水事業の進捗の遅れを考えると、 ・両事業とも地元理解を含め順調に事業が進められてきていること ・その効果は、十分期待できることから是非整備計画に位置づけていただきたい。	
36	4. (1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	久納誠	大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発の「極めて限定的」という意見案に対する私見 洪水を防ぐことは、150年確率の大規模かついろいろなパターンの高水が、全河川区間を堤防の計画洪水以下で流れることを目指すものである。これに不足してれば、ダム等で早急に計画高水を安全に流せるまで対策の努力をしてほしい。大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発の計画は、それを満足させることのできる方法であると思われる。よって「極めて限定的であり・・・必要性・緊急性は認められない」という意見案はおかしい。具体的には例えば、「計画規模洪水昭和47年台風20号×1.53倍「が生じた際に、河川水位が計画洪水位を超える区間は、7.2～11.9km、8.8～11.0kmおよび12.0～16.4kmとあるが、河川の両岸は住宅や商業施設がひしめく大阪市北区、淀川区、都島区、旭区、東淀川区と守口市の市街地であり、計画高水に対して、早急に安全にして頂きたい。また、当然、大戸川、宇治川筋の洪水被害を防ぐことにも寄与していると思われる。よって、「極めて限定的であり・・・必要性・緊急性は認められない」という意見案は適切ではない。	
37	4. (1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発	久納誠	平成16年など、東北地方、四国地方、九州地方などで、台風や前線性豪雨により、河川が氾濫し、人的あるいは家屋被害が相次いでいる。私は吉野川流域から淀川流域に引越してきた一住民である。たまたま淀川流域は、最近の破堤等の大被害は出ていないが、いつ生じてもおかしくない状態であると思える。そんな中で、「淀川水系流域委員会の意見提示の趣旨」を拝見させて頂いたが、以下のような、私見を述べさせて頂きたい。	
38	4. (2) 川上ダム	○井和子	川上ダムによる効果は既に認められています。	時代に即した、すなわち環境保全、治水、利水対策を考えた上で理想的なダムを1日も早く完成させてほしいと思う。そして皆が「ああ良かった、いろいろあったけど、素晴らしいダムが完成した」と思える日が1日も早く来ることを願ってやまない。
39	4. (2) 川上ダム	石橋武司	・ 市営水道導入（川上ダム建設）のお願い 我々きじが台住民自治会260世帯、900人は現在活用している専用水道設備の老朽化により機械の故障や水道管の破裂、地下源水の減少により絶えず断水の恐怖にさらされて居ります。 ・ 第8次計画で淀川水系流域委員会が発足し川上ダムの建設具体策が発表されてから今日迄今日か明日かと待ち侘びております。 ・ ライフラインで有る公営水道を1日も早く実現して頂きたく強く要望いたします。	我々は第8次計画である川上ダム建設による公営水道の導入のみを信じて日々活動して参りました。伊賀市民として「命の水」を要求する事が無理なお願いなんではないでしょうか
40	4. (2) 川上ダム	稲持稔	川上ダムによる効果は既に認められている。 進捗している川上ダムを今更認めないということが許されるのか。 川上地区の方への今までの協力をむしめるのが大変な事である。	川上及び上流の事を考えて行ってほしい。早急な考えを出して下さい。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
41	4. (2)川上ダム	小川智恵子	意見書より原案の方が良い。	川上ダムの完成をいつまで待たせるのか。 意見書で水没者や住民意見が反映されていない。
42	4. (2)川上ダム	奥中久夫	意見書（案）には全く賛成できない。	淀川水系流域委員会は、7年もの長い期間と20億円といわれる莫大な費用をかけて何のための議論をしてきたのか。 河川管理者の原案に反対・批判するためにあったのか。 学識経験者の意見とは思えない。
43	4. (2)川上ダム	奥永久寛	意見書案は受け入れません。 進捗しつつあるダムを今更認めないということが許されるのか	意見書では水没者や上流住民の意見がまったく反映されていない。川上ダム計画から数十年かかり、更に流域委員会で7年間と多額の費用をかけての今回の意見書は河川環境が重視され人間の社会環境への対応が少しもない。このような意見が認知される訳がない。 とても公正、公平な意見とは思えられず20余名の委員（学識経験者）の意見としてまったく不十分と考える。何を考えているか私には理解できない
44	4. (2)川上ダム	奥良穂	意見書案は納得できない。	川上ダムの完成をいつまで待たせるのか。
45	4. (2)川上ダム	柿本博文	・ 淀川水系流域委員会（以下委員会）は本当に全体的視野で審議しているのが原案を見て判らない。川上ダムは「縮小ながら建設」とメディアも発表し我々、治水利水を期待する地域住民の事を本当に考えているのか、反対の為の反対としか聞こえない。私も「住民討論会」に参加し、治水、利水、環境面すべてにおいて討論してきたつもりです。 ・ 委員会は、排ガス含め、地球温暖化含めた環境問題が、国際的に取り上げられていることに便乗して反対しているようにしか感じられない。 ・ 治水もさる事ながら、利水、特に水道未給水地域の事を理解されているのか。委員会のメンバーは現在上水道に対し、何の不安もなく栓をひねれば、水は出るものと思っているのではないか。我々の地域は上水道の栓をひねっても出ない時が、年に数回、現在社会で水が出ない事は死ねという事である。又、住民税、県民税においても給水地域の住民と一円も変わらず納めている私達の権利もどう考えるのか、私達に明確な、現実的な対策を説明できるのか。 ・ 物事を進めるのにすべてが満足できる事は難しい、だから、調整案の元に進めているのではないか ・ 川上ダムの建設について、先祖代々引継いできた土地を手離し、墓をも移転した人達の切ない気持ちをどのように感じているのか。建設計画した時と現在では状況が変わっている事は理解しますが、イコール、見直しでの引延ばし、及び、建設中止ではないので十分に理解の上、工事着工を高く望みます。	委員会は7年間で20億円の経費を使用しているが、建設費に回していれば少しは進んでいる。このままでは道路策と同じである。
46	4. (2)川上ダム	葛田登二郎	川上ダムの建設につき、改めて淀川水系流域委員会が利水面での青蓮寺ダムからの導水について関係期間との調整が不十分との認識の下で見直しを求めるような意見書案は到底納得できるものではありません。我々は一日も早い川上ダムの完成と給水処置を望むものであり遅れる事は死活問題です。とにかく「調整不十分」の「見解で李水面でのダム建設の判断を否定されてはたまりません。昨年から今年にかけても数回にわたり専用水道設備の老朽化による給水が止まる事態を招いてきています。我々としては一刻も早い具体的な上水道化を実現して欲しいのです。そのためには川上ダム建設の実現こそ具体化であると確信して訴えるものです。	淀川水系流域委員会の意見案がこれまでの川上ダム建設への流れを後退させる何者でもないことなら断じて許せない立場でもある事を理解していただくため。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
47	4. (2)川上ダム	角田清宝	意見書案は受け入れられない。その理由として用地の確保と地役権設定はどうなるのか	長年の治水対策の合意事項（ダムと遊水地）を無視されている。その地域の人々は納得しかねる。
48	4. (2)川上ダム	釜井喜多男	(2)川上ダム ・川上ダムは早期に完成させるべきである。	川上ダム建設は、旧建設省と遊水地の所有者及びダムによる水没地の住民等との命をかけた約束です。整備計画原案に賛成します。
49	4. (2)川上ダム	鎌田忠則	全面的に見直すべきである。	洪水に対して「極めて限定的」という主張は、「始にダム反対ありき」の代名詞に使われています。ダム建設の計算に合わせて雨は降らないことは承知のうえですが、それでも過去にいく度かの大洪水に見舞われ、今後も気象変動の危険が予測される今日、その「代名詞」で意見書を飾ることは、「始にダム反対ありき」を象徴しています。また「水融通」は、きれいごとです。水は昔から命に関する宝であり財産で、気象変動の危険が予測される今日、その保有者は、それを必至に守ることは当然ではないかと思われまます。ダムの「長寿命化」対応は、木津川水系のダム管理を実際に携わった者にとって、ホームランに値する考え方です。「利水者との調整」は、「人頼み」の施策で責任ある管理者の姿勢ではありません。「長寿命化」対応の施策あって「利水者との協議」ができるのです。この「意見書」では、「学識経験者」「専門家」としての体裁が感じられません。全面的に撤回すべきです。
50	4. (2)川上ダム	川合敏夫	意見書案はおかしい。	川上ダム完成をいつまで待たせるのか。
51	4. (2)川上ダム	川合八司	川上ダム ・・・効果は計算誤差の範囲・・・ ・・・洪水はきわめて限定的であり・・・との表現では全く説得力がない。どのような根拠をもってこのように言えるのかはなはだ疑問である。	学識経験者の意見としては説得力にかける。
52	4. (2)川上ダム	川合汎	私達地元地域に在住する為として川上ダム設置は極めて重要な案件であると考え協力を万全を以って対処してきたつもりである。発起してより40数年を経た今日に至り、簡単に不要論が行き交うとは全く理解しがたい。ダム設置に向けての前向きな姿勢で論議を深めていただきたい。	これまで地元住民として多方面より協力を進めてきたものとして今回のような天下りの180° 変転に対しては全く承知しがたい。
53	4. (2)川上ダム	川上孝	住み慣れた土地を後にして10年経過いたしました。私は、もう80歳です。どうか私の黒い目の内、ダムが着工され、国交省の要請を御受けさせて頂き良かったと思わして頂き信じて行きたいと存じます。一日も早く着工完成をお願い申し上げます。 平成二十年三月十五日	
54	4. (2)川上ダム	川上正昭	・ 原案への見直しは反対で有る。原案通り進めて欲しい。 ・ 川上ダムの効果は極めて小さいとの事で有るが今頃この様な意見書を出されては困る ・ 水没住民の意見が反映されていない。もっと重く受け止めてほしい。学識経験者の先生方にも我々の立場に立って議論して頂きたい。	ダムの完成をいつ迄待たせるのか。早期着工を望む

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
55	4. (2)川上ダム	川村直	意見書案には賛成できない。	流域委員会は、学識経験者としてもっと良識のある委員が出るものと期待していたががっかりした。 委員の先生には違った意見をお持ちの方も当然あるはずで す。委員会は統一した意見にまとめる必要がなく、賛否両論 いるんな意見を表記すべきである。 また、住民の意見を聞いたのであるから、それらも当然反映 すべきであります。
56	4. (2)川上ダム	小獄薫	川上ダムによる効果は既に認められている。	意見書で水没者や住民の意見が反映されていない。
57	4. (2)川上ダム	小獄正人	今日まで少しずつではあるが、進捗してきた川上ダム建設を、ここにきて洪水対策上の 効果が低いとか、又利水面でも必要性はないとか等々流域委員会の意見書は納得しがた い。	永年の治水対策の合意事項等を無視し、公正・中立な立場で の意見書になっていると思えない。
58	4. (2)川上ダム	小竹卓夫	意見書案は納得できない。 意見書案は受け入れられない。 進捗している川上ダムを今更認めないということが許されるのか。	川上ダムの完成をいつまで待たせるのか。 長年の過去からの治水対策の合意事項「3点セット」を無視し ている。
59	4. (2)川上ダム	坂野光生	三重県伊賀水道事業との関連もあり事業を完成する必要がある。	上野方面への水道関連事業は青山地区まで来ているのに事業 を中止するのはおかしい。中止するとして先祖代々の土地を 手放して協力してくれた方々に誰がどう説明するのか
60	4. (2)川上ダム	佐治行雄	私どもの地域は過去長期にわたって数多くの大災害で被害を受けて来ました。明治以 来、災害のその都度狭窄部である岩倉峡の開削を国に要望し続けてまいりましたが、ど うしても開削ができないということで国交省は川上ダム、遊水地など三点セットで約束 をしてきた。これをよく考えてほしい。地域住民の命にかかわる事です。長期にわたり 木津川下流域の犠牲になってきた私等を見捨てる事が許されるのか。	・過去長期にわたっての治水対策の合意事項「三点セット」 を無視している。 ・意見書案は受け入れていない。おかしい。 ・川上ダムによる効果は既に認められている。 ・進捗している川上ダムを今更認めないということが許され るのか。
61	4. (2)川上ダム	重森茂一	平成16年3月川上ダム建設に伴う離村式に御出席を戴き我々水没移転者の心情を涙ながら に早期着工をお願いし、同年9月に国交省近畿整備局宮本河川部長様に川上ダムの着工を お願いして以来事ある毎に流域委員会の皆さんにも我々は下流の治水利水の為、涙をの んでダム建設に同意し移転して10年にもなりますのに河川整備計画に位置づける必要 性、緊急は認められないとのご意見移転者の苦渋の決断が無にならない様お願いしま す。	
62	4. (2)川上ダム	志村俊一	川上ダムの建設は長期にわたり必要と、効果は認められ十分な議論をくり返し今日に 至っておりますが、何の進展もなく水没地では雑草が茂り、やかましく言っている。 環境が大変そくなっており、私達地域外住民が見ても大変残念です。必要として進捗し ている川上ダム建設を今更認めないと言うことが許されません。	水没地の地区民は苦渋の決断をされ移転され10年経過いたし ました。それから何の進展もなく大変不安に思っています。 水没地住民の意をおくみいただき1日も早くダム建設を決断し ていただきたい。
63	4. (2)川上ダム	新正信	意見書案は納得出来ない。 意見書案は受け入れられない。 川上ダムによる効果は既に認められている。	川上ダムの完成をいつまで待たせるのか。 意見書で水没者や住民意見が反映されていない。 公正中立な立場での意見書になっていない。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
64	4. (2)川上ダム	高木多喜雄	(2)川上ダム 治水に関し上下流のバランスをみると、あまりにも下流優先の偏った整備がなされてきています。このような中で上流地域は、下流のためのダム建設などにおいて、大変な犠牲を払い協力をしてきました。もう上流域の対策に力を入れる時期であると考えます。 下流木津川、淀川への効果もさることながら、たびたび洪水被害を被ってきた上流地域の治水対策のために順調に事業が進められつつある川上ダムは、上流地域住民としても大きな期待を持っており、是非共整備計画に位置づけていただきたい。	
65	4. (2)川上ダム	高木多喜雄	治水に関し上下流のバランスをみると、あまりにも下流優先の偏った整備がなされてきています。 このような中で上流地域は、下流のためのダム建設などにおいて、大変な犠牲を払い協力をしてきました。もう上流域の対策に力を入れる時期であると考えます。 下流木津川、淀川への効果もさることながら、たびたび洪水被害を被ってきた上流地域の治水対策のために順調に事業が進められつつある川上ダムは、上流地域住民としても大きな期待を持っており、是非共整備計画に位置づけていただきたい。	
66	4. (2)川上ダム	高田一美	意見書より原案通りの方がよい 今迄に今にもダム着工の説明会を聞いて来ましたのに残念です。先日、旧川上に行って来ましたら雑草が生え荒れ放題御先祖に申し訳なく涙が出ました今になって何故こんな話が出るのか理解出来ません私達は1日も早期完成を望んでいます。お願いいたします。	
67	4. (2)川上ダム	高田美代	意見提示の趣旨反対します	一日も早く完成して この目で見たいです。
68	4. (2)川上ダム	中本美一	1. 意見書案は納得出来ない。 1. 進捗している川上ダムを今更認めないということが許されるのか事前の論議を今するのは場違いだ 1. この意見は委員会総意見ではない、最終的な意見を持つ	1. 学識経験者の意見としては不十分だ。思慮がなさすぎる。 1. 意見書では、水没者やその住民意見が十分反映されていない。
69	4. (2)川上ダム	西隆	意見書はおかしい。 意見書案は受け入れられない。 原案の方がよい。 進捗している川上を今更認めないということが許されるのか。	意見書に水没者や住民の意見が反映されていないのではないのか。 長年の過去からの治水対策の合意事項を無視している。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
70	4. (2) 川上ダム	西忠弘	昭和43年から44年の長きにわたっての、川上ダム問題は、「ダム建設絶対反対」に始まり、紆余曲折あったが、国家事業とのことで一定の理解の上、対策を進めてきた。その間、水没者を始めとし、上下流住民と二世代・三世代を巻き込んで苦渋の課題解決に向けて協議が続いた。 私の認識では、こうした長期の国策事業は、「川上ダム建設の効果は、十分にある」国や関係機関で、長期間、研究に研究を重ね決定されたもので、一貫した方針に基づいて進められてきたものであると信じている。 だからこそ、住民は、国策に対し信頼も出来て、協力できたものである。 今回の意見書案は、時代の背景や環境問題を取りあげて、根本的に建設方針を変更する内容となっている。 このことは、住民に動揺と不安を与えて、信頼を失うことは必至である。本体工事直前になって、とやかくの議論は遅いし、後の関係する後遺症は大きい。今まで、関係する住民・国・県・市町村の関係者の努力をどのように考えるのか、 私は、大切なことは、国民が国や行政の信頼を失うようなことは許されないと考えている。しかも流域委員会委員長は、何回となしに現地に向いて関係者に協力を求めてきたことは事実である。立場が変われば、意見書の内容が変わるものかと疑問を感じている。 従って、今回の意見書（案）に反対をする。	
71	4. (2) 川上ダム	西出正敏	私等の地域は過去何回も何回も水害に苦しんできました。私は小学校5年生だったのでその痛ましい、悲しい出来事が今も脳裏にはっきりと残っています。1年に何回も水害に会い3ヶ月も電気がつかず暗闇の生活も体験しました。川上ダムの早期着工を強く要望する。	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者の意見として不十分ではないか。 ・川上ダムの完成をいつまで待たせるのか。 ・意見書で水没者や被害住民の意見が反映されていない。 ・長年の過去からの治水対策の合意事項（3点セット）を無視している。 ・進捗している川上ダムを今更認めないということが許されるのか。
72	4. (2) 川上ダム	西山甲平	(2) 川上ダム ・岩倉峽を開削せず上野遊水地を継続して完成させ、木津川、柘植川及び服部川の河道掘削を行うとともに上下流バランスを考慮し、川上ダムは早期に完成させるべきである。	昭和42年旧建設省が木津川下流の堤防が脆弱であるため開削せずその対策として上野遊水地+川上ダム+河床掘削のいわゆる「三点セット」で上野地区における治水対策をするとの方針（約束）を示し、私たちは、なぜ下流の犠牲にならなければならないのかと反対しましたが、度重なる浸水被害がなくなるのであればとの思いから、その約束を信じ美田を遊水地にすることに同意したのであります。また、川上ダムによって水没する予定の川上地区住民においては、下流のため先祖の土地から地区民全員が移転という苦渋の決断をしました。また、大阪市が青蓮寺ダムに持つ水利権を伊賀市に譲渡するような議論が行われているが、大阪市の賛同が得られずまた青蓮寺用水幹線水路は活用できないことは明らかであります。 全国各地では、全く予期せぬ降雨による大災害が頻発しています。伊賀市においてもこのような災害がいつ起きるか分かりません。一刻も早い上野遊水地の完成及び川上ダムの完成が必要であります。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
73	4. (2)川上ダム	西山哲哉	流域委の見直しで、また元に戻り、川上の下流である羽根の住民も驚いている。何故認めることが出来ないのか。青山でも反対するイデオロギーの違う少数の方もみえますが、9割以上は賛成の意思表示をしている。我々下流の羽根の住民はすべて賛成で100%である。流域委のトップは机上で事業経費を計算しているのか、現場の声を聞いて判断して欲しい。 必要性に疑問？ここ2・3年災害が発生していないが、台風が中心を通過しないためであり、幸いしているが、その不安は大である。 もっと地域住民に意見を聞いて正当な判断を望む。	
74	4. (2)川上ダム	花岡正義	川上ダムによる効果は既に認められている	川上ダムの完成をいつまで待たせるのか
75	4. (2)川上ダム	濱村豊道	流域委員会では、ダムは作らないと言う前提ですべてが進んでおり、すべての内容がダム廃止の為のこじつけとしか思えません。先祖からの土地をすでに提供し、水没地区では、離村返済され、付替道路もおおよそ見通し付き、何がいまさらと言う思いです。過去の水害の状況も目で見ない机上だけの結論はとて納得出来ません。又、ダム建設が長期化する程関係者への負担が増える事も当然の事であり、一部学識経験者だけの方向付けには絶対反対です。	
76	4. (2)川上ダム	東清司	意見書案は納得できない。	川上ダム完成をいつまで待たせるのか。
77	4. (2)川上ダム	東成弘	今回出された流域委員会の意見書案に反対します。 理由の一つは、建設するまでの経過を尊重していない。 二つは、環境や自然破壊とかの世論の雰囲気意識に重視している。長いスパンにたっ て見ているのか疑問である。 三つは、われわれが苦勞してきた保障策は考えてない。 四つは、ダム建設中止の場合、流域委員会は現在まで進めてきた跡地の整備の計画保証 はできない。 川上ダム建設地住民	
78	4. (2)川上ダム	百南学	進捗している川上ダム（用地確保）今更認めないと言うことが許されるのか。	意見書で水没者や住民意見がなにも反映されていない。
79	4. (2)川上ダム	平田章	意見書に反対する。	7年20億円をかけてもこの程度の意見なのか？
80	4. (2)川上ダム	平田敦子	川上ダムによる効果は既に認められているにも関わらず何が理由で国は足踏みばかりして前進しないのか？ 予算的なことでできないのか。 着工出来るよう力を入れ話を進めて欲しい。 新道路についても開通が毎年延々になりいつ開通するかはっきりしていない（阿保、種生間）。ダンプの通りだけが多く迷惑である。	<ul style="list-style-type: none"> ・水没者や住民意見が反映されていない。 ・川上ダムの完成をいつまで待たせるのですか？ ・時間、経費が無駄になり、みんなの税金がもったいないと思います。早く決着をつけること。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
81	4. (2) 川上ダム	平田忠幸	川上ダムの効果は極めて限定的であると決めつけているが世界中での気候的な変化について何が起こるか判断しがたい。 限定的であっても効果が全くないわけではない。 もし委員会が言うようにして、大洪水が起きた時に流域委員会は責任を取れるのか。責任は国交省になるのではないのか。 委員はダムを作らないがための委員会であってはならない。 ここまで進んだダム計画が白紙に戻った時の責任も委員会は取れるか。反対する委員は横暴であると思えない。 地域の現状を十分理解しているとはとても思わない。	川上ダムは絶対必要である。一日も早い完成が地域住民の生命、財産を守る最大の事業である。
82	4. (2) 川上ダム	福持佐九治	過去何回かの意見交換会の中で私たちが訴えて来たように岩倉峡が堰になり大雨のたびに青山方面から流れてくる大量の雨水が氾濫して逆流する危険に絶えずさらされています。木津川下流域（大阪）の犠牲は長い間たえて来ましたがもうごめんです。 我々は国交省と約束した（3点セット）これをもう一度考えて欲しい。そして川上ダムの早期着工のご決断を1日も早くお出し戴くことをお願いします。	<ul style="list-style-type: none"> 意見書で水没者や被害住民の意見が反映されていない 長年の過去からの治水対策の合意事項「3点セット」を無視している。 川上ダムによる効果は既に認められている。 進捗している川上ダムを今更認めないということが許されるのか。
83	4. (2) 川上ダム	藤田繁次	川上ダムの建設は50年も前に町の申入れがありました。 淀川水系伊賀地域では室生ダム、青連寺ダム、比奈知ダムの先に建設工事中も工事現場を見に行きました。 現在になって上記3ダムから水を供給するから下流では水はいらない、事務所も水資源開発川上ダム事務所から川上ダム建設所が変わってしまった。 ダム建設の用地買収が済み、川上地区の住民移転も済み、周辺整備道路も殆んど済み、本体の着工着手していない。上下流住民も未だか未だかと待ちくたびれている。 この間にバブル崩壊、物価高、経済不況など大きな変化の中、流域委員会、整備局では見直し検討する大きな状況変化の中、ダム建設費の60%を使用してしまっている。現在、ダム建設に反対団体が出てきてこの先どうなるのか？流域委員会よりダム建設促進意見書を提示されるように要請がありました。 上流に住む住民としては建設準備は十分にできた。総工事費の50%は使用してしまっている現状のままで中止ともなれば、土地を売却された人々、立ち退きした人々、市町村は合併した全てを元型にもどしてもらわないと上下流住民の一揆が起こると思う。 川上ダムの早期完成を強く要望する80歳の老人であります。	
84	4. (2) 川上ダム	藤永幹夫	原案に対し全面的に反対でありますので頁数、行数は記入いたしません。 宮本委員長は「素案は整備局へのエール。子孫に誇り持ち引き継げる・・・」等ありますが、「ダム建設の実施を淀川水系河川整備計画に位置づけることは認められない。」としめくくった原案は私達との会議に参加したものにとってはエールを送る気持ちで書かれたとは到底考えられないものです。 この原案は最後の否定文の通りダム建設を100%認めないと結ばれてあると思われます。意見については（理由）は3月11日の会議で発表した通りです。	
85	4. (2) 川上ダム	不明	国が決めたことを今更川上ダムを認めないことを許されるのか。 意見書案は反対する。	環境問題の話をよく聞きますが、1日も早く川上ダムの完成を望みたい。
86	4. (2) 川上ダム	古川純生	川上ダムは、木津川下流、淀川に対する洪水対策ではない。伊賀盆地の内部問題であり、岩倉峡開削の代替である。	岩倉峡開削の代替として川上ダムと遊水をセットしたものであります。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
87	4. (2)川上ダム	古川光彦	意見書より原案の国交省案が良いと思うので早急に意見を取りまとめ着手してほしい。	原案の方が理解しやすいし学識経験者の意見は現場をしらない者の考えである。
88	4. (2)川上ダム	古川善道	1. 川上ダムはすでに認められている。見直しになえば、私達も43年当時のすがたにもどしてほしい。 2. 水没住民の声を聞いていない。 3. 原案の見直しは反対	川上ダムを完成をいつまで待たせるのか
89	4. (2)川上ダム	丸山俊文	河川環境「配慮」的発想 (意見)	(意見)ダム建設について治水、利水からの検討が優先され「環境面は配慮」とありますが、本当にしそうでしょうか。環境については説明にありましたように不確実、予測の困難な面も多くあると思います。緊急課題である治水の検討ではどうしてもダム建設が目立ちますが、環境面についても流水型ダムのように精一杯環境を考慮した提案もされていますし、決して配慮するだけの姿勢と思いません。
90	4. (2)川上ダム	宮本俊悟	意見書案は納得できない。 進捗している川上ダムを今さら認めないと云うことが許されるのか？	川上ダムの完成をいつまで待たせるのか。 公正中立な立場での意見書になっていない。
91	4. (2)川上ダム	森内佐武郎	川上ダムについて意見書案は受け入れられない。 洪水対策上の効果は計算誤差の範囲であり極めて小さい近畿地方整備局が調査（地元にはダムの必要性を説明し地元もしぶしぶ了解した経緯がある。	川上ダム建設について地元で説明し賛成を取り付けた整備局の職員が退職後、反対の意見を強調するのは理解ができない。
92	4. (2)川上ダム	森崎敏光	川上ダム本体工事は未着工であっても付帯する工事（川上ダム建設予定地住民等の移転等）は、早くから始まっており、残すは本体工事となった今頃になっても、工事への意見や質問等を求める意味がわからない。 環境問題も重要とも思うが、ダム建設に対して死活問題の住民等にとっては、安心して生活出来る状況が第一優先である（上水道がなければ生活出来ない）今の委員会の存在は単なる嫌がらせとしか思えない早期着工を強く望みます。	工事期間が長くなるほどに費用も膨らみ、付帯工事は進捗している状況での本体工事の遅れは税金の無駄使いであり、学識経験者の意見よりもダム工事完成に直接影響する住民等の安心、安全な生活が最優先です。ダム本体工事の早期着工を

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
93	4. (2)川上ダム	藪内和雄	(2)川上ダム ・川上ダムは早期に完成させるべきである。	木津川上流に位置する上野地区は、度重なる被害を解消するため岩倉峡の開削を幾度となく行政に対して要望し続けてまいりました。 そうした中で、昭和42年に当時の建設省が岩倉峡を開削すると下流域の堤防が脆弱であり洪水に耐えられず決壊し、人口・資産が集中している下流周辺は洪水による壊滅的な被害が出るため開削できない。その代わりに上野遊水地と川上ダムとで上野地区における治水対策をするとの約束があったので、止むを得ず地役権（遊水地）設定に同意したのであります。 しかし、地役権を設定したことにより、農地以外に用途がない土地となり、農業経営の現状を考えた場合、将来土地の有効利用ができず、所有者を含め地域の発展を大きく阻害しています。 このような犠牲の上で進められてきた伊賀地域における治水対策である上野遊水地及び川上ダムは絶対必要です。 一刻も早い上野遊水地の完成及び川上ダムの完成が必要であります。
94	4. (2)川上ダム	山泉堯	1.川上ダムの工事を20年度からトンネル工事に入ると聞き、今さら認めないということが許されるのか。 2.年々河の水量が少なくなり毎年台風や大雨が増え、河の水は鉄砲水が出る。 3.川上ダムが出来るのを下流の人々が待っている。	下流の住宅の一部落は水不足で飲み水がなく給水車で運搬しているそうです。 下流地区ではよく浸水する為、悩まされている。 ダム工事が出来る場所は水は美しく家庭用の糧用水に出来るほど美しい。
95	4. (2)川上ダム	山本泰子	意見書案はおかしい。	意見書で、水没者や住民意見が反映されていない。
96	4. (2)川上ダム	山本義明	ダム上流の住民です。 川上ダム建設発表以来、上流道路の整備について30年有余、放置されてきました。この道路（県道松坂青山線）は、我々住所地からまったくの通勤道路であり、生活にはかかせない道路であります。ダムが建設されるまでの間という説明に辛抱してきました。併せてこのダム建設が障害となって地域開発されることなく、他地域の格差は大きくなるばかりでした。今回の流域委員会は、川上ダム建設の見直しと聞きました。我々の今まで何のための辛抱かわかりません。今地域は、過疎化が進み、問題の「限界集落」進みつつあります。この責任はどこにあるのでしょうか？環境問題は、重要です。ダム建設と共存するよう計画すべきでは、ないですか？今後、この伊賀地方に大水害起ることも考えられます。環境団体の主張よりも、この伊賀地区に住む住民の意見を重視すべきではないのでしょうか？上流に住む住民として、意見書案は納得できなので再考をお願いします。	
97	4. (2)川上ダム	若山昴央	長年にわたり議論してきたのに川上ダムを認めないのはなぜか。	川上地区住民が涙して移転した気持ちを本当にわかっているのか。 当初50年前からの議論をなぜ今さらと考えざるを得ない。 動物保護か住民軽視かと考えると人類が減っていく原始時代に戻るべき方針かうたがいます。
98	4. (2)川上ダム	若山久男	進捗している川上ダムを今さら認めないと言うことが許されるのか。	川上ダムの完成をいつまで待たせるのか。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
99	4. (3) 丹生ダム	鎌田忠則	全面的に撤回すべきである。	<p>異常渇水対策容量について、「過大」としていますが、何の根拠も示さず、「学識経験者」「専門家」が妥当とする案と根拠を示さず「意見」とするには、あまりにもお粗末過ぎます。直ちに撤回すべきです。</p> <p>補償対象水位は、人間の力を超えた自然の力に対する出来る限りの対応策です。マイナス1.5m以下に水位を下げないのは、琵琶湖の自然環境を持続的に保全する上で最低限度の水位です。この両者の水位には次元の違う意味が込められています。同次元で考えるから「不明確」なのです。その考えは「始にダム反対ありき」の結果ではないでしょうか。</p> <p>既往最大渇水の対応策について、“人頼み、あなた任せ”の「取水制限と維持流量の削減により対応できる可能性」は、現実性に乏しい無責任な「意見」と言わざるを得ません。直ちに撤回すべきです。</p> <p>姉川・高時川の洪水対策について、「具体的な整備計画原案を提示すること」には、賛成です。「基礎原案、基礎案」が示されて以来、具体的な検討が何もなされていない現状は、地元の危機感からは見過ごすことの出来ない状況です。</p>
100	4. (3) 丹生ダム	香水英夫	<p>法の改正で、着工中の丹生ダムまでが遡って計算見直しになったことはおかしい。丹生ダム計画時に環境アセスがなされているはずであり、環境面への配慮はされたものと解釈する。人類と自然との共存は大切なことであるが、人の命はもっと大切である。学識者は子々孫々につけをのこさないためにと言われるが、私は子々孫々が安心して暮らせるようこれまで意見を申ししてきたし、再度意見を申し述べる。</p> <p>「丹生ダムについては、将来的に禍根のない貯水ダムとして早急に建設・完成されたい。」</p>	<p>法律が改正されたと聞いているが、最初から計画を見直すことについては疑問である。すでに一つの目的を持って着手されてきたものであり、用地買収・移転補償等完了し、本体工事直前で休止状態である。犠牲になられた方々へ、国としての十分な配慮が必要である。</p>

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
101	4. (3) 丹生ダム	西邑孝太郎	<p>20年、30年の具体的な河川環境整備の保全が法の目的に追加され地方公共団体の長、地域住民の意見を反映する手続きが導入されたと聞いているが、結果はどうであったのか。平成13年2月1日に学識経験者を有する者の意見を聴く場を近畿地方整備局で作られたと聞くが、これも結果はどうであったか？</p> <p>総工費 一千一百億、貯水量1億5千万立方キロメートル</p> <p>又平成15年1月17日に新たな河川整備を目指してということで淀川水系流域委員会の提言が出された。内容としては、ダムは自然環境に及ぼす影響が大きいことなどの為原則として建設しないとされているし、又今後のダム建設は中止の方向と大対的に報道されているのが現状である。此の様な事を考えると近畿地方整備局等の考えは、おかしいのではないか、一体上に在る者は、おかしいと思う。一体上に在る者は何を考えているのか。その実態は行動に現れているのではないか。国会、議員、裁判官、警察等に勤めている者は、我々一般国民の模範となるべき行動や態度を示さなければならないのに、報道関係やマスコミのネタになっているとは一体何事かと言いたい。これでは一般国民の苦しみなど分かる筈がない。今回のダム建設にしてもそのとりであり、総工費 一千一百億という膨大な巨費を見積り、貯水量キロ立法メートルと言うておられるが口で言うは簡単であり、実行は難しい事は当然分かっている筈である。書類に示したように調査期間20年かけてやると本体工事にかかると我々は喜んでいたので今になってダムを造るとか止めるとか一体我々流域住民また滋賀県民を馬鹿扱いしているのか。又、水没家屋の方は先祖から受けついで来られた田地、畑地を山を提供し知らぬ地域へ移住を余儀なくされた方達が、ダムを建設しないならば元通りにして返せと言われたら、委員長始め役職員はどうするかと云われたら何と返事をするか。言いたい事はまだまだあるが、返事ができるか。大洪水が出て、我々が腹巻き姿で破堤寸前の堤防で喧嘩ごしで命掛けの作業をしている所をあなた達に見せたい位である。時の写真を役場で見付け大きく伸ばして公民館に額にはめて15枚程上げてある。一度来られたら現場の惨状を説明しますし、役場へも又長浜市役所へも持って行き防災課に掲げてある。自分は口で言うより行動又実行をして結果を出す様にしているのである。</p>	
102	4. (3) 丹生ダム	長谷川	<p>(3) 丹生ダムについて</p> <p>文中： 「整備局が、天井川である……具体的な整備計画原案を提示することを求める」を・ 「整備局が、天井川である……具体的なダムの果たす役割と効果算定、堤防整備計画原案を提示することを求める」</p>	<p>あまりにも環境優先になりすぎ、そこに住む地域住民の生命と財産を守るための施策が厳かになりすぎており、この文章を読むと、他人事になりすぎ怒りを覚える。もう少し地域住民に配慮した文書に直されたい。</p>

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
103	4. (3) 丹生ダム	松田美子	全面修正。 丹生ダムを建設した場合の利点および不都合な点との比較の下で、意見を述べていただきたい。	<p>原案に対する意見書（案）は、ダム建設反対を全面に打ち出すための意見でしかないように思われます。一例を挙げますと、「異常渇水対策容量の確保の必要性は認められない」と断言されていますが、日々変化する異常気象の中で、高時川流域に生活している者として、なぜそのように断言できるのか、とても疑問です。学識経験者の方は、根拠を提示するには調査が必要と、よくいわれますが、何年かけて調査すれば、日々変化する異常気象を正確に推測することができるのでしょうか？実際に現地の流域で生活することこそ、真のデータが得られると思います。委員の皆さんは流域に生活することができません。そうであれば、流域住民の意見を最優先すべきではないでしょうか？</p> <p>昨年秋に近畿地方整備局主催の「淀川水系河川整備計画原案」（特に丹生ダム建設）に関する意見交換会に何度か参加しましたが、地元住民のダム建設への切なる願いを込めた活発な意見が多く出されていました。しかし、今回の意見書はそのような地元の人々の意見が全く反映されていません。「必要性は認められない」と一蹴する流域委員会の考えには到底、納得できませんし、そこまで断言できるのであれば、異常渇水が発生したときの対策の遅れに対して責任をとっていただけるのでしょうか？</p>
104	4. (3) 丹生ダム	松田美子	全面修正。 丹生ダムを建設した場合の利点および不都合な点との比較の下で、意見を述べていただきたい。	<p>原案に対する意見書（案）は、ダム建設反対を全面に打ち出すための意見でしかないように思われます。一例を挙げますと、「異常渇水対策容量の確保の必要性は認められない」と断言されていますが、日々変化する異常気象の中で、高時川流域に生活している者として、なぜそのように断言できるのか、とても疑問です。学識経験者の方は、根拠を提示するには調査が必要と、よくいわれますが、何年かけて調査すれば、日々変化する異常気象を正確に推測することができるのでしょうか？実際に現地の流域で生活することこそ、真のデータが得られると思います。委員の皆さんは流域に生活することができません。そうであれば、流域住民の意見を最優先すべきではないでしょうか？</p> <p>昨年秋に近畿地方整備局主催の「淀川水系河川整備計画原案」（特に丹生ダム建設）に関する意見交換会に何度か参加しましたが、地元住民のダム建設への切なる願いを込めた活発な意見が多く出されていました。しかし、今回の意見書はそのような地元の人々の意見が全く反映されていません。「必要性は認められない」と一蹴する流域委員会の考えには到底、納得できませんし、そこまで断言できるのであれば、異常渇水が発生したときの対策の遅れに対して責任をとっていただけるのでしょうか？</p>
105	4. (3) 丹生ダム	丸山俊文	(修正) 被害を最小限に食い止めるため、から続き 「ダム建設」「越水しても急激に破堤しない耐越水堤防」を進めるとともに、非難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策に取り組むように求める	ダム、堤防どちらを優先というのではなく、同時に実施していくことが求められます。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
106	4. (3) 丹生ダム	溝口治夫	<ul style="list-style-type: none"> ・丹生ダムは、昭和43年予備調査を開始されて以来39年経過しようとしております。今回の淀川水系流域委員会の多くの皆さんの意見は、ダムに沈むであろう家屋を離れて移転された住民の皆さんにとって同意が間違っていたとも思える状況を作り出させるようで遺憾に思う。 ・丹生ダムの必要性は、長期間に亘って地域住民の意向も考慮するなかで慎重に調査検討が重ねられ決定されたものと確信しています。従って今更、環境問題等を取り上げてダムを作らせない考え方には理解が出来ません。 ・昨年11月に島根県の益田川ダムを視察させて頂きました。益田川は昭和58年7月に発生した梅雨前線豪雨で、死者39名、家屋全半壊・流出家屋1,800棟あまりという未曾有の被害を被った。このために治水計画が抜本的に見直しがされ、治水目的の益田川ダムと利水目的の笹倉ダムが同一事業で建設されたとお聞きいたしました。丹生ダムも大きな被害が出るまで、委員の皆様は必要がないと考えておられるのでしょうか。私は環境も大切であるが、それ以上に大切にしなければならぬのは、住民の命と財産を守ることが必要と思います。従って原案に賛同を致します。 ・新聞報道によりますと、ダムの効果を認められておられる委員さんもあると報道されていますが、そのような意見は意見書案の中には見受けられる事が出来ませんがどのように扱われたのでしょうか。意見が分かれた場合は両論併記するのが常道でないでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見書案を読ませていただき左記のことを感じました。従って関係住民の声が反映されていない、また、今日までの関係者の努力を水泡に帰すような意見書（案）には反対を致します。 ・左記にも書きましたが、益田川のように大災害が発生しないうちに、いや、発生させないためにも、一刻も早く水面のある丹生ダムの本体工事に着手をしてください。
107	4. (3) 丹生ダム	南浜漁業協同組合	<p>温暖化・異常気象で21世紀に入って世界、地球規模で騒いでいる時に60年以上前の大湖水を例にしているのはおかしいと思います。</p> <p>姉川水系高時川の増水と湖水を繰り返して述べさせてもらったが、近年の頻繁に起こる瀬切状態と山林開発を御存知なのか、慣行水利権の取水権は温存されたままなのか。</p> <p>環境とは、琵琶湖淀川水系を一つにまとめて意見を言う時、その最上流部に位置する琵琶湖、その琵琶湖に流入する河川で現在も河川漁業を操業している河川と20年前まで操業していた数少ない河川の中で現在、安曇川・石田川・知内川・姉川等において産卵される遡川魚類の中で、秋の産卵が主たるものの内、鮎・ビワマス等においては、ますます不安定要素を増大するようになって来ている。</p>	委員会記述と流域住民の意見との温度差がありすぎる。
108	4. (3) 丹生ダム	南浜漁業協同組合	<p>琵琶湖の水位を1.5m下げるときは、日本中の地域で大騒ぎになっているほど湖水状態が起っていると思われます。また、通常時には、日本中、水はそれほど大切とは思っていないか足らなくなると大騒ぎすることは明白である。</p> <p>その時にその責任は、整備局か委員会かもうその頃には、委員会は存続していないと思われるが、現時点で1.5m低下するようなこと（時季による）が起これば琵琶湖の魚類と生態系保全は壊滅的な状態に陥る。</p> <p>低下させないためには、今まで起った事が無いし、起こさないとするのであれば琵琶湖総合開発事業の見直しもすると言う話にならなければならない。</p>	委員会の（案）に対する反発。
109	4. (3) 丹生ダム	南浜漁業協同組合	<p>整備局には、きつい指摘をしているのに可能性があることから異常湖水対策容量の確保の必要性なしとしているのはおかしいと思います。</p> <p>整備局に委員会より示す可能性に高い確率の裏付け示した上で、その可能性にみんなが納得行くものとして委員会への信頼をもらえるものになると思われるし、委員会とはその分野のプロが専門的な知識を持ちよって構成されているのであればこれぞと言うべき案が出て当たり前であると思います。</p>	

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
110	4. (3) 丹生ダム	南浜漁業協同組合	制限水位を設けて稼働（平成4年）して平成9年には5月?プラス90cmで5日間~7日間でゼロ水位にして、コイ科魚類に被害があった。 平成13年より淀川水系委員会をいつまでやっているつもりか日増しに琵琶湖は悪くなっている。問題となっているどのダム等で堤防でも決壊して住民でも死んだらどうするのか。 長期間におよび過ぎる委員会と整備局の進め方に疑問と不満でいっぱいである。	整備局と委員会の進行修正を求めます。
111	4. (3) 丹生ダム	南浜漁業協同組合	徹底的な検討と説明責任を果たす時代とともに地球規模で変わって行く問題で降雨降雪等にも変化が出て来ている時に期限も考えないでいつまでやったら結論を出すのか。	委員会は、任期までで終わるのか、また形を変えてやるのか。
112	4. (3) 丹生ダム	南浜漁業協同組合	環境への影響もダム建設を前提とした検討に過ぎない。 ダム建設の予定がなければ検討する必要はない。検討するためだけの数字がつじつまでないものとする指摘を委員会から示す必要は無いのか又、丹生ダムのように用地買収もほぼ終えて流域住民から数回に渡り意見を聞いて、住民の大半がダム推進に向いているさらには、治水、利水、本流本来の河川流量を維持して行くためにその必要性を言っている冬の水余り、梅雨期の余分な水をダムに貯めて梅雨明け後から初秋に琵琶湖の水位がマイナスのシーリングになって行く時、琵琶湖全体がマイナスになるときフラッシュ放流もありで、琵琶湖へ水が補足できるダムは必要と考えるし秋産卵の漁族にも資源確保再生の安定にも繋がるものとなるはずである。	ダム否定ありきになっていないか。 委員会の委員そのものの構成がダム反対者での構成となっていないか。今回は、反対者がいたと聞いている。 賛成及び反対委員の数も明記すべきである。
113	4. (3) 丹生ダム	森やよい	原案に対する意見は、現場の根底となっている状況を見ようとせず、ダムは悪者と決めつけ、流域県民、琵琶湖、河川のそれぞれの保全、保護、から目をそらしている。	河川整備につきましては何らかの犠牲となるところが発生することは必須と思われませんが、犠牲となるところについては、①琵琶湖の水位調整を行うことは琵琶湖自体に多大な負担をもたらす。琵琶湖を糧とする県民の生活に大きな影響を与える。②貯水ダムは、貯水区域の環境に影響を与える。③河川の濁水は、河川環境と河川に棲息する生き物に大きな影響を与える。 このように、河川整備をおこなうと何らかの影響を受けることは明らかであり、事業の効果、環境の保全、生物の保護、県民の安全安心を守るなど、多角的な視野に立ってみると、琵琶湖だけを犠牲にするのではなく、河川生物を濁水から守り、河川環境を保護し、琵琶湖ならびに河川を糧とする県民生活を守るためには、貯水型ダムは最も有効な方法であると思います。先ずは、ダムを建設することが一番と思います。 治水（災害対策）ということは、ダムの目的は、治水対策だけのものではなく、濁水対策についてもその機能を持ち合わせていることが必要であると思います。濁水による災害は、農作物をはじめ、生活用水特に防火用水さらには、高時川沿線の地下水を水源とする上水道の水量確保等、地域住民生活と沿線流域的な農地の保全に重大な役割果たしています。近年、問題となっています地球温暖化による異常気象が現実になりつつあり、洪水、濁水の両災害ともに、重大な被害をもたらすものであり、治水対策は、災害対策であり、災害は洪水と干ばつがもっとも大きなものであると思います。
114	4. (3) 丹生ダム	吉田徳夫	異常濁水対策容量については、地球規模の異常気象を考慮した場合にあり得る数値であり、流域委員会の見解は過去の数値のみで判断されている。	

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
115	4. (3) 丹生ダム	吉田徳夫	数値で判断する委員会が、取水制限と維持流量の削減により対応できる可能性があるというあいまいな判断をすることはどうか。	
116	4. (4) ダム全般について	今本博健	4 (4) ダム全般について 全面的に賛成する。	各ダムとも、当初の目的は変更され、その後の必要理由の説明も変更につぐ変更である。ダムをつくるための必要理由を探しているとしかいいようがない。当初の目的が変更される場合は、白紙に戻って再検討すべきではないか。最後の主目的に唯一残った治水も効果がきわめて限定的であることが数値的にも確かめられた。 ひとたび事業をはじめたからといって遮二無二続行することは、日本を破滅させた戦時中の指導者の誤りと共通する。整備局は勇気をもって中止する決断を下すべきである。
117	4. (4) ダム全般について	鎌田忠則	全面的に撤回し大反省すべきです。	「始にダム反対ありき」が、多様な考え方や取組を抑制し、流域委員会の議論をも多様性を失わせてしまったことを大反省すべきです。
118	4. (4) ダム全般について	近藤斉伸	…事業費に対して最大の効果が発揮できるように試案された結果が提案されていると認識している。	過去何年間にわたる事前の準備段階の業者の撤退、道路整備等々、膨大な事業投資が全く無に帰する状況を忘れてはならない。
119	4. (4) ダム全般について	近藤斉伸	委員会は整備局の原案を検討した結果、治水・利水を含めたダム建設に前向きな姿勢で判断を下すものである。	この淀川水系流域委員会はいくまで整備局の諮問機関であり、独断的、偏見の視点のみが優先している感あり。広く高所から未来を展望した見識が必要と考える。
120	4. (4) ダム全般について	廣田重夫	いずれのダム計画についても現時点においては事業費（大幅な増額）に見合う顕著な効果が認められない。	我が町全域が、河川の氾濫により浸水の危険性が有ります。浸水すれば、町内には避難出来る施設（全域浸水のため）がありません。流域住民の生命は尊いものであります。早急に具体的な対策（ダム建設・河川整備）がされるよう条件整備を行うべきである。
121	4. (4) ダム全般について	丸山俊文	ダム全般について (修正) ・ 治水に対してダム以上の効果がある代替の実現性は整備局の説明、そして委員会の中での議論には無かった。現時点ではダムによる治水対策は効果があり、必要である。ダム建設に長い間協力して下さった地元住民のためにも早急にダム建設を進めるべきである。 ・ 環境に対しては、流水型ダム等考えられること、できること等出来るだけの対策を行うと共に、不十分な調査、不明確のところは住民が納得できるように、これからも説明を続けていくことが必要である。 ・ 堤防強化はもちろん必要であり、ダム建設と並行しながら優先順序をつけて、実施していくことが必要である。	整備局は完全といえないかもしれないが、説明責任は果たしたと評価します。 整備局が提案している戦後最大洪水対応は一般の同意が得られる水準のものである。ダムを造らんがための数字のつじつま合わせとあるが、これはダムと理解しようとせず、はなからダム否定しているからと思わざるを得ません。 緊急性のある治水、利水にダムが有効となれば、環境についてできる限りの対応をとることとが必要で、決して配慮的発想ではないと思う。 治水計画はダムと堤防は切り離すことはできないどちらも大事なものであり、並行して実施していただきたい。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
122	4. (4)ダム全般について	吉田徳夫	委員会は、環境専門の先生方であり、生活する地域住民を無視した自然と動植物を第一と考えるダム不要を前提として意見を述べている。	
123	4. (4)ダム全般について	吉田徳夫	上記の続きと考えて頂きたい。	
124	全体	○井和子	意見書を何度もくり返し読ませて頂きましたが納得できません。	意見書では全く水没者や住民意見が反映されていないばかりか、水没者の苦しみ、悲しみを無視し、もっぱら環境保全ばかりを優先するものである。
125	全体	菊田剛年	平成20年3月11日開催され提示された意見（案）は川上ダム計画地区住民として「納得がいかず受け入れられない」ものである。 意見提示の趣旨により良い計画策定に資するための意見とされているが、それぞれの意見内容を見るとダム等設置が不必要であるとの考えに基づき作成され提示がされていると察する。 上記のように公正に、中立な意見でないと考えると共に「地域住民、水没者、完成自治体等の意見、考え方を」十分に取り入れ再考されることを望むものである。 住民の生命、財産を守るという観点からみると、治水対策が最優先であり河川が生活に与える影響評価するにあたり、河川環境保全対策について容認されるべきこともあるのでは思われる。 川上ダム建設計画にあたり設置されている「川上ダム環境保全委員会」も、より良き環境保全を検討されている現状を踏まえられると共に、長年の過去からの治水対策の合意事や川上ダムによる治水効果は既に認められていることを考慮し、淀川水系河川整備計画にダム建設の「実施」を早急に位置づけされるよう強く要請します。 河川管理者もダム関連事業に着手されている現状や、水没者、関係地権者の同意のもとに移転等完了している現状又、環境対策に努めておる事をしっかりと説明されるよう努められたい。	
126	全体	倉田亨	「環境G20」の温室ガス削減への決意を表明する前提として、「火力発電」回避による「水力発電強化」も検討がなされているのなら、審議のなかで明らかにされるべきだが・・・河川ダムのあり方（増設）を伴うのかどうか	
127	全体	香水英夫	意見（案）全般にわたり、「認められない」など否定的な見解ばかりとなっている。流域委員会は国民の血税を使って成り立っていることを忘れずに、建設的な意見（案）となるよう再考されたい。また、流域委員会では、これまで一般の方からも意見聴取をされてきた。そうした意見が、意見（案）のどこに反映されたのか明確にすべきと考える。また、委員の方でも、環境面に配慮しながらダムを建設することに肯定的な意見を述べられている。それが（案）には見受けられない。十分な精査の上、国民が納得できる意見（案）となるよう誠心誠意の配慮が必要と考える。	流域委員会は、河川整備計画原案を議論する場であって、意見（結果）を一つに集約する場ではないと認識している。
128	全体	清水章	「淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）」に対する意見書については、ダムの治水効果に対する賛否両論を併記してほしい。	意見書（案）に対し委員からは賛否の声が上がっているという現状に鑑み、一方的に否定委員のみを掲載することは、意見書の方向づけが「ダム否定ありき」という観念に基づくものであると解釈されることになりかねない。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
129	全体	正田勝彦	(質問) 既に投入された巨大費用の無駄遣いの責任を流域委員会とはとれるのか。 ダム建設の「実施」を認められないとしているが、過去40年以上にわたり投じられてきた数百億円とも言われる巨額費用は精勤の無駄にはならないのか。中止に伴う責任について流域委員会ならびに国交省地整局の考えを聞かせて頂きたい。また、水没予定地住民の移転協力をどのように思っているのか、さらに、途中で止まっている工事用道路等はどうするのかについても伺いたい。	
130	全体	杉中美智男	3月12日の日本経済新聞によると4ダム建設認めず、「洪水対策上の効果は極めて小さい」などとして建設は認めずと記載されていた。 淀川水系流域委員会は、各事業に対して意見を示す委員会で事業の議決・決定権などは認められず国土交通省近畿地方整備局は、もっとしっかりしてください。 私たち、高時川流域に生活する者の声は届かず、丹生の地域も洪水の恐ろしさも知らず、本地域に居住したことの無い有識者によって、今後も連綿と命をつなぎ地域で生きていく。そうした人々の切々の思いを流域委員会は認めようとせず、安心・安全な生活権をも住民から奪おうとしている。 琵琶湖の水質や環境を守る為、湖周辺の農業者は農業環境にこだわり、住民ひとり一人が色々と環境問題に関わりを持っています。それもこれも安心して安全な生活をする為に皆努力をしています。 淀川水系流域委員会ですら真摯に受け止めていただき、地域の思いを前向きに考え事業推進の議論をお願いします。	
131	全体	高橋正	・淀川水系流域委員会の「淀川水系河川整備計画（平成19年8月28日）」に対する意見(案)（以下意見(案)）に対する意見を以下に述べます。 ・意見(案)に対する漠然とした印象、感想、意見の記述は避けよ。との指示であります。この指示に従うならば「全面削除」「全面変更」が具体的な意見であります。 ・以下、修正意見を述べます。	
132	全体	高橋正	・本項については、「環境、治水、利水について総合的な検討を行なう積極的姿勢を具体化するため、以下のような骨子」を持つ意見(案)とする。 ・琵琶湖・淀川水系において、21世紀にふさわしい河川像を実現するため、これまでの河川管理の歴史の変遷を踏まえ、治水・利水・環境の各側面を考慮した総合的河川管理を実現することが必要である。 ・河川管理の対象領域、空間が拡大してきた歴史を考慮して、以下の方向性を河川整備計画に謳うこと	・「環境、治水・総合的検討を行う・・・積極的姿勢が見られない」といった批判は受ける河川管理者も判断に困るだけと考えます、また、そのそしりは「流域委員会」も免れないと考えます。
133	全体	高橋正	①水量管理(高水・低水)の充実と方向性 ・地域温暖化等による気象条件の変化(変動幅の増大、現象の局所化等)に対して今後、水量・水質・生態管理において考慮すべき方策について早急に検討を開始すること。 ・水量・水質管理にあたっては、対象領域を流域内から大阪湾までとし、大阪湾については淀川との生物環境の連続性、大阪湾への流入汚濁負荷削減を大きな課題とする。 ・具体的には、淀川大堰から下流の維持流量を下流水利秩序の中で位置付けるとともに(数十m ³ /s?)大堰魚道を早期に改修、大阪湾と淀川との連続性を確保する。 ・淀川水系における治水安全度については、関係各機関・流域社会からの意見を踏まえ設定すること (気候変動予測と不確実性も考慮に入れた上で) ・ダム(これについては後述)、瀬田川洗堰等、水系一貫とした水運用のソフト面について、今後ともその充実を図り、流域社会における便益が最大化できる管理について検討、管理への反映を図ること。	・具体的に今後の管理のあり方、内容について記述する必要があると考えます。 ・「淀川整備計画」において流域委員会に意見を求める趣旨は、地域社会の考える河川像の実現にある。 →流域委員会で治水安全度のあり方を議論していないことは、大きな問題と考えます。 ・類型指定の権限が府県知事にあり水系一貫で定められていない。 ・類型指定において、理想値と達成可能性優先の二重性があること。行政目標としての整合性を持つようにすること。 ・委員会では、質的議論が殆ど行われていません。淀川の最大の利水機能は水道原水の供給機能であることを再確認すべき。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
134	全体	高橋正	②水質管理の充実と方向性 ・行政目標である水質環境基準の類型指定について、水系一貫の考え方の下で類型指定が実現できる方策について検討すること(水質汚濁防止連絡協議会の活用も含めて) ・同様に排水規制値についても、水系一貫の考えの下、各府県における排水規制値を調整できる方策について検討すること。 ・多様化・複雑化する水質汚濁事象に対して、水道水源水質安全の確保を第1義として取排水網の位置関係の合理化に取り組むこと。	
135	全体	高橋正	③生態管理の充実と方向性 ・関係部局との連携の下、生態管理の充実のための調査研究に取り組むこと ・水産部局との連携の下、琵琶湖における資源管理型漁業の確立方策にて検討し、河川管理者として支援方策に取り組むこと。 ・水産部局との連携の下、外来種対策について河川管理者として支援方策を検討・取組みを行うこと。 ・エコロジカルネットワーク形成、ビオトープ形成等、生態管理の充実に取り組むこと ・大阪湾と淀川との連続性確保については前述のとおり	
136	全体	高橋正	④河道・湖盆管理の充実と方向性 ・河道については、生物移動の縦断的な連続性の確保、横断方向の水陸移行帯の多様性、流入支川との連続性の確保等に取り組むこと。(瀬・淵・ワンド等を含めた多様な環境の創出) ・下流部都市河川における親水性向上のための方策について検討すること、水辺へのアプローチについて、改善方策を各河川管理者と共同で取り組むこと。	
137	全体	高橋正	⑤水質・生態一体管理の充実と方向性 ・水質環境基準において、水生生物の生息環境を考慮した基準が検討されている。河川管理者にあっても環境部局との連携の下、水生生物生息環境保全のための環境基準項目の把握、改善を河川管理へ反映させること。 ・農薬使用に関する管理・規制のあり方について、農林部局との連携の下、河川管理者として支援方策の検討・取組みを行うこと。 ・生態系の構層構造を踏まえ、下部構造の基盤、生息環境の基盤となる底質保全方策について検討・取組みを行うこと。水域別に礫河原・砂質河床等の創出・保全に取り組むこと(底質目標の設定)	・もう、そろそろ、生物にやさしい川づくりなどと言う、情緒的な取り組みから、個別の環境要素をどのように改善していくかの議論に入るべきと考えます。
138	全体	高橋正	⑥水量・生態一体管理の充実と方向性 ・琵琶湖の春季における魚類産卵期における水位操作の施行は、水量生態一体管理の試みとして評価される。 ・淀川水系における魚類の生活史を踏まえ、渇水による遡上困難時等の流量改善など水量・生態一体管理の必要な場面・手法について調査研究を行い、方策の具体化に取り組むこと ・大阪湾と淀川の連続性確保のための、大堰下流維持流量の設定と魚道改修については、前述。 ・河川に存在する横断構造物における魚道の改善、取水による現存量減少、対策等に関する検討、取組みを行うこと。(農林部局との連携の下)	

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
139	全体	高橋正	<p>⑦水量・水質一体管理の充実と方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水量監視地点と水質監視地点の見直しを行い、水量水質を同一地点で一体的に監視するシステムへの変換を図ること(負荷量収支をリアルタイムで検討把握できる観測システムの確立) ・関係部局との連携の下、洪水時における大阪湾への大量のゴミ流出の抑制方法について調査研究を行い、対策への取組みを早期に実現すること ・下流都市河川の水質改善方策としての、導水のあり方について検討・取組むこと 	<p>・「環境を重視せよ」との主張は、その内容を具体的に記述しないと、議論が前に進まないと考えます。</p>
140	全体	高橋正	<p>まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能力不足、時間的制約もあり、十分な検討が出来ず、構成検討も不十分で内容の詰めも甘く、項目も抜けがあります。が、意見(案)を読んで、これで30年後に豊かな琵琶湖・淀川が実現する方向に向かっているとは思えません。 ・琵琶湖・淀川水系の未来を、ダム建設中止と越流に強い堤防に託することは出来ません。 ・環境、治水、利水について総合的な検討の必要性を主張するならば、治水、利水、環境という性格の異なった目標・目的をどのように最適化するか?どのような哲学の下で21世紀の琵琶湖・淀川の水に係わる文化・文明を作りあげるかについての方向性を提示すべきです。 ・「環境を重視する」、「治水」も「環境」に譲るべき、などといった文言はなにも言っていないことと同じです。 ・このような意見書(案)に対して、意見は聴かず、字句の修正といった部分的対応で十分であると判断する考え方は、私には全く理解できません。 	
141	全体	辻喜代彦	当該意見(案)自体全行抹消	<p>ダムが治水面において、100%万全とはいえずとも、一定の効果があるという事は淀川水系流域委員会の各委員も認めているところである。この“一定の効果”により流域住民の安全で安心できる暮らし、命、財産が守られるというのなら当然ダムは建設すべきである。流域委員会がダム建設以外に地域住民の安全な暮らしを保障する術が有るといふのなら早々にその方法を明示し実施すべきである。近年多くなった短期集中豪雨による災害、堤防決壊により被害を受けるのは地域住民であると言うことを忘れないでほしい。</p>
142	全体	中亢孝	<p>意見書案は断じて受け入れられない。</p> <p>環境を声高に叫ぶ人々が、ダム上流で棲息している人々の暮らしを見たことがあるのか、ダム計画の為に数十年間県道町道の整備を延期放置されてきたいきどおりをどこに向ければいいのか。</p> <p>洪水対策上誤差の範囲という学者の意見は笑止千万、名古屋の先年の水害はどうか堤防より低い土地に住む人の安心はどうか、長良川河口堰のような無用の城を作る迄に完成すべきダムであったはず。むしろ水力発電所を設置して環境への影響の少ないエネルギー源とすべき</p>	<p>経費の無駄使いの流域委員会は即時解散されたい。</p> <p>同じ国交省で高速道路と治水・利水・治山(農村)の考え方の違いにあきれる。山中の高速の方が環境への影響が大だと思ふ。</p> <p>オオサンショウウオは個体数が多すぎて食料難(魚)になっているのではないか。</p>

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
143	全体	中村宣彦	「淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）に対する意見（案）（080311版）」について委員会内での再審議をお願いします。	<p>・意見(案)全体の論調が整備局に代表される河川管理者に対する一方的な不信・不満に偏っているように見受けられます。整備計画原案および意見(案)を見る限りにおいて、両者の間で真の議論の場の構築が不十分であるのではないかと思います。</p> <p>このことは委員会としても「付託された役割・責務を十分に果たし、広く一般にパブリックコメントを募集する」という段階に至ったとは言えないのではないのでしょうか。</p> <p>また、08/03/18AM時点において、委員会委員のうち2名の意見が出されておりますが、両人のご意見は、意見(案)に対する批判とも受け止められる内容が少なからず含まれており、この意見(案)が委員会全体としてのコンセンサスを得ているものとは感じられません。</p>
144	全体	丹生善喜	当該意見（案）自体全削除	当該意見書（案）については流域委員会内においても異論が出されており、これまでの経過を踏まえても委員会内においての「原案」に対する意見の集約、合意形成は困難状況であり、仮に再度原案が示されたとしても、最終意見書のとりまとめにおいても委員会内において今回同様の結果が見込まれ、合意形成に向けた意見書ではなく、それぞれの分野における専門家の意見を併記して、意見提出されるのが本意である。
145	全体	萩野勝重	今回の流域委員会の意見書（案）は根本的に建設方針を変更する内容となっている。川上ダム建設は、伊賀地域の治水対策と伊賀用水の安定供給を図るために絶対必要です。したがって今回の意見書（案）は反対です。	
146	全体	花岡道和	意見書より原案の方が良い	意見書で水没者や住民意見が反映されていない
147	全体	東山勲	さすがと思われるような意見書を期待します。	流域委員会、学識経験者として、いろんな意見を述べていただくのが役目です。決して取りまとめる必要がなく、相反する意見をも出すべきです。河川管理者は、それらのご意見を参考にして、責任をもって実行するのが筋道ではないですか。委員会には最終的な責任はありません。一方首長さんは、住民の生命財産をまもる責任があります。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
148	全体	畚野剛	<p>私は当委員会の第1次委員として協力した者です。残念ながら第2次委員選出の際に設けられた年齢制限により、以後「お呼び」ではなくなったのですが、委員会の議論の行方には常に注目してきました。</p> <p>現在の第3次委員会の、特に新しい委員がたは、第1次、2次委員会の膨大な議論について十分の認識をもてないままに、当局側に結論付けを促される困難に当面されています。しかしこれまでの蓄積された議論、これには膨大な時間と努力・予算が投入された大変な財産、を今後の河川行政に十分生かすことが出来るのか、今まで、いろいろの意見を提供し協力してきた心ある住民のかたがた、税金を取られている関係住民皆様が見守っているなかで、「住民意見無視」の決着を選ぶことは許されるものではありません。</p> <p>今回の委員会意見(案)080311版に私は全面的に賛成です。</p> <p>当局は第1次から「委員会の意見は十分尊重した施策を決定する」との基本的態度をとって来られたはずで、今回も委員会の意見を十分尊重する方向を変えないよう、当局の最善の努力がなされるよう、強く要望する次第です。</p>	
149	全体	増田京子	<p>具体的な修正はありません。この案に賛同します。この方向で進めて頂きたいと思ます。</p> <p>このアンケートは修正文案をということで、特にそれがありませんのでいつもの意見聴取の欄へこの意見(案)の意見を投稿しました。それを見て下さい。</p>	
150	全体	町田輝次	<p>淀川流域委員会委員に市民として過去2回にわたり応募しましたが、残念ながら一度も委任されるに至りませんでした。このため、最近の淀川流域委員会を見るにつけ、一流域住民(大阪在住)として意見を述べさせていただきます。新聞報道によれば、3月11日に開催された淀川流域委員会において、丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダムについて、必要性・緊急性は認められないとの意見書案が出されたとのことでありますが、私の意見としては以下の理由により、国土交通省河川局が平成19年8月策定した「淀川水系河川整備基本方針」及びそれに基づく「淀川水系河川整備計画原案」が早期に実施され、淀川流域住民の安全・安心特に地域住民の意向が反映されるよう関係者の一層の努力を強く願うものであります。</p> <p>〔1〕淀川流域委員会が平成13年2月1日に発足して7年も経過しているにも関わらず、今だに議論をかわしている現状を見るにつけ、速やかに河川管理者宛意見を提出して流域委員会の役目を終えるべき時期と考えます。やはり民主主義国家である以上、期限を付けてことに当たるべきであり、それが無い流域委員会では時代の流れにマッチしなくなる恐れが十分にあることや、この間における水害責任、税金負担等の面からして市民感情としてこの時代許されるものではありません。</p> <p>議論を長くやれば民主的(民意を反映した)とは限りませんが、国会を含む地方議会や民間企業、自治会等でも期限内に結果の是非は別として、結論を出すことが健全な社会生活を営むうえで当然とされています。</p> <p>〔2〕流域委員会は、河川法に基づく学識経験者からの意見を聞く場とされていますが、決定機関のように映ってしかたありません。</p> <p>やはり、最終的には住民投票で選ばれた議会及び地方自治体首長の意見が最大限尊重されることが法治国家の根源であることから、流域委員会は意見を聞く場以上であってはなりません。各委員におかれては、弱者である水害被害者の立場に立って意見答申を行っていただきたいと要請します。</p> <p>また、国民の生命と財産を守るべき国土交通省及び〔独〕水資源機構においては流域委員会の意見をも参考に一刻も早く正式な「淀川水系河川整備計画」を明確に打ち出し、安心・安全な国土建設を担っていただくことこそが流域住民への責任であると考えます。</p> <p>〔3〕平成19年2月2日に、IPCCから気象変動に関する第4次報告書が出され、このままの消費重視の社会生活が継続した場合は、最大で平均気温6.4℃上昇、平均海面59cm上昇との驚くべき予測が出され、地球温暖化防止に向けた国際的な中であって、異常気象は頻発しその結果、大洪水や大渇水が頻発する危険を指摘する意見も多くあることから、流域委員会での議論に当たっては今起きている気象現象のみで判断することなく、国家100年の計に立ったマクロ的な議論を展開していただきたいと思ます。</p> <p>やはり、治水・利水等は気象現象に伴うものであることから、必然的に不確定要素が付きまとうものであり、理論ばかりでダムのは非を問うだけでなく、人間生活で多くの人が生命保険に加入していると同様に、ダム等についても保険的意味合い(セフティネット)を十分に持たせた安全性の高い河川整備が行われるべきものと考えます。</p>	

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
151	全体	松坂義夫	まず、以下で述べるものが、今回求められている具体的修正文・追記文となっていないことをお断りします。 *随所に、『「原案」を見直し、再提示されるよう求める。』とありますが、 *どこの何をどのように検討して再提出を求めているのか、抽象的な表現となっているため理解出来ません。	*原案そのものを全面否定するような意見書になっていると思います。 *委員会に求められているのは、このような抽象的な批判・提案ではなく、有識者として選任された委員の皆さんの知験を踏まえ、原案の不備・不明確な箇所について、具体的に明示・提案され、より充実した原案になるような提言とすべきではないでしょうか。
152	全体	松坂義夫	*随所に「・・・は認められない。」とありますが、 *抽象的な表現で、どこの何をどのようにすれば認めるの、抽象的な表現のため理解出来ません。	*「計算誤差の範囲」、「極めて限定的」「調整が行われたとは」とか具体性に乏しい表現で「認められない」と提言されていますが、「計算誤差の範囲とは?」、「どれだけあれば限定的でないのか?」、「どこまで調整すれば十分行われたといえるのか?」意見書の中に反映できるのでしょうか。反映できるのであれば意見書に明示すべきと思います。
153	全体	横山 屯	当該意見（案）自体全削除	今回の河川整備計画策定のプロセスは、住民、流域自治体及び流域委員会の3者において、「原案」について各々意見を求められているもので、その基本となる「原案」そのものの再提示を求めることは既に寄せられている数々の貴重な住民、流域自治体の意見全てを白紙に戻すこととなり、3者同様の意見提出が基本であり、今回流域委員会で検討されているこの意見（案）全てを削除し、忠実に「原案」に対しての意見を提出されたい。
154	全体	今本博健	全般的な意見 意見（案）は、これまでの委員会での議論を概ねよく踏まえており、「原案」の再提示を求めたことはきわめて適切である。	
155	その他	猪上泰	1) 貴委員会が求められている（080311版）に対する具体的修正文案に対する一般市民住民からの声をどうするのか意見を逆に聞かせて欲しい。 2) ダム賛成か反対かの論議は百年河清を待つが如く続けられてもけっこうですが、地球46億年、人類1万年と云われる歴史感と時間は停まることはありません。 3) 旧青山町住民と水没者は国と下流域住民のために我慢を強いられてなお、何十年間待たされる結論にどなたが責任をとって下さるのかご回答を下さい。宮本委員長様 4) 意見は短期に集約されてこそ、いかされる道もあるが発言者は一人一人責任を以って既に建設計画にそって協力した方々への補償とまでは問いませんが、時間的ロスに対する償いの逆を開いて下さい。意見書に明記すべきである。 5) 川上ダムについて大阪市からの水融通については去る3月初旬、大阪府知事（橋下）から新聞紙上では融通出来ないと回答されている。	責任は発表された意見書内容を以ってはたされたとなされることに良識がある委員会見解を問いたいからあえてお尋ねいたします。長期に亘るご苦勞にあらためて感謝します。

No.	項目名	氏名	具体的な修正文案	理由
156	その他	小林洋一	<p>私は和泉市に住まいする住民で、ダムの効果が殆ど期待できない横尾川ダム計画が進展中です。</p> <p>まずもってこのような議論が淀川水系のダムについて議論されていることに敬意を表するとともに、羨ましく思うものです。</p> <p>さて今回の意見案について意見を述べさせていただきます。前回の委員会でこの原案に対する委員の意見や傍聴者の意見を拝聴しますと、これをまとめて意見にするのは大変な事であると感じました。それぞれの方の意見は委員も含めて、今もって持論を展開するに過ぎないもので今までの委員会の議論を吸収した意見とは到底思われません。意見案に各委員の意見も併記されるのかとの委員からの意見がありましたが、それでは今まで何を議論し河川行政に何を意見具申するのかの点からこの流域委員会の使命を果たすものと言えないと思います。なんとか集約し意見書とすることが必要であり、又そうでなければならないと思います。</p> <p>その点から、この意見書案には断定的な文言が多く使われていますが、これは致し方ないことです。一度作ってしまえばもとに戻せない巨大な構造物は、明らかにその方法が最良の方法であることが確認された時にしか実施してはならないと思います。治水の為にダムが有効かどうかの理屈は所詮統計的、確率的な議論であって、何に重きを置いて考えるかによって結論は異なるものと思います。科学的議論が専門家をもってしても、全く違った結論が出るのはこのためだと思います。その点で効果が確実で、手順を追って漸次進められる堤防の強化こそ今なされるべきであります。又同時に堤防破堤に至らない程度の軽度な溢水に対応できるように洪水危険地域に建築物を造らない等のソフトな対応もあわせて必要となります。</p> <p>多くの地域住民の方が今更ダムを止めるのは約束違反と意見を述べておられました。率直な意見とは思いますが、だからと言って更に問題を拡張するような施策をとるべきではありません。</p> <p>以上から、意見書案はこれをもとに意見を集約する為のたたき台としては適切なものとして支持をします。</p>	
157	その他	中西久継	<p>私は直下流の住人です。台風や大雨の時水位が堤上部より50cm～1mまでせまり、危険な状態になります。川上ダムができれば、水量調整ができ、直下流に住む者にとっては安心のある生活がおくれます。</p> <p>以上のことから早期の着工をお願いします。</p>	
158	その他	堀之内卓郎	<p>淀川水系流域委員会の意見（080311版）を一読して旧青山町川上地区の住民が住居を始め田畑など生活の全てを取り上げられ故郷を離れてから10年以上も経ちます。今跡地は無残にも雑草の茂る荒地となっています</p> <p>ダムに反対される方はこの状態をどのようにするおつもりでしょうか。</p> <p>洪水対策のために涙をのんで村を明け渡された川上地区の方々の思いはどうなりますか、環境保全が大切なことは理解できますが、それは計画の段階で議論すべきです。今すべての事業はダムが出来ることを前提に動いております、これを中断することは出来ません。</p> <p>今更コストがかかりすぎるとの理由で事業を中断することは住民としては許せません、環境破壊を心配されるならダムを前提として環境破壊を最小にする方法を議論すべきだと思います、</p> <p>流域委員会の先生方をお願いします、声の大きい一部運動家だけでなく普通の一般市民の声にも耳を傾けてください。環境問題に関心の集まっている当今、環境破壊の張本人ダム建設はまず中止させるという態度ではなく、計画された当初の目的をしっかりと見据えて妥協点を探ってください。地元の事情も考慮され一刻も早いダムの完成をお願いいたします。</p> <p>高尾地区住民</p>	